

平成 24 年 第 1 回 東彼杵町議会定例会議録

平成 24 年第 1 回東彼杵町議会定例会は、平成 24 年 3 月 27 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 福田 修 君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

堀 進一郎君

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 小山田 正一君	建 設 課 長 山田 聡 君
総 務 課 長 森 隆志 君	町民生活課長 富永 勝 君
産業振興課長 三根 貞彦 君	町民福祉課長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (三根 貞彦 君)	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 下野 慶計 君	まちづくり課長 原田 尚登 君
教 育 次 長 山口 章 君	税 務 課 長 林田 政佳 君
会 計 課 長 森山 武司 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 上杉 房男 君 書 記 湯藤 美絵子 君

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 一般質問（施政方針に対する分）
- 日程第 2 議案第 3 号 東彼杵町まちづくり推進条例の制定について
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 3 議案第 4 号 東彼杵町長期継続契約を締結することができる契約を定める
条例の制定について
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 4 議案第 5 号 東彼杵庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例
の制定について（委員会報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 5 議案第 7 号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
（委員会報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 6 議案第 16 号 東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例
（委員会報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 7 議案第 20 号 東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例
（委員会報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 8 議案第 24 号 平成 23 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号）
（委員会報告・質疑・討論・採決）

- 日程第 9 議案第 27 号 平成 23 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)
(委員会報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 10 議案第 28 号 平成 23 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 3 号)(委員会報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 11 議案第 29 号 平成 24 年度東彼杵町一般会計予算
(委員会報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 12 議案第 31 号 平成 24 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算
(委員会報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 13 議案第 32 号 平成 24 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算
(委員会報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 14 議案第 33 号 平成 24 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算
(委員会報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 15 議案第 34 号 平成 24 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算
(委員会報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 16 議案第 35 号 平成 24 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算
(委員会報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 17 議案第 36 号 平成 24 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算
(委員会報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 18 議案第 37 号 平成 24 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算
(委員会報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 19 議案第 38 号 東彼杵町音琴緑地広場設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第 20 議案第 39 号 東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 40 号 東彼杵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 議案第 41 号 東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 23 議案第 42 号 東彼杵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 1 委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第 24 委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査の件
- 日程第 25 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 26 特別委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査の件

開 会（午前 09 時 35 分）

○議長（森敏則君）

おはようございます。会議を開く前にお知らせをしておきます。4 番議員堀議員が体調不調のため欠席の届けがあります。許可を致しております。

それでは、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

日程第 1 一般質問（町長の施政方針に対する分）

○議長（森敏則君）

日程第 1、町長の施政方針に対する一般質問を行ないます。質問形式は 1 問 1 答方式、質問時間は執行部答弁を含めて 60 分以内、制限時間の 2 分前には警告ベルを鳴らします。尚、質問・答弁とも簡潔明解をお願いします。

それでは、9 番議員岡田伊一郎君の発言を許します。

岡田伊一郎君。

○9 番(岡田伊一郎君)

おはようございます。それでは施政方針について 8 項目お尋ねを致します。

まず、総合計画の見直しについてであります。10 年間の地域づくりの方針を示す基本構想、5 年程度の行政計画を示す基本計画、3 年間程度の具体的施策を示す自主計画の 3 つを合わせて総合計画と言いますが、基本構想は施策や事業における基本理念、町が目指す将来像と目標を明らかにし基本的な施策の大綱を示すものです。基本計画は将来目標や基本的施策を実現するために、必要な手段・施策を体系的に明らかにするものである。自主計画は事業内容や実施計画を明らかにし、行政運営の指針とするものであります。平成 23 年 6 月に基本計画の見直しが行われ、今回発表された人口推計を見て少子高齢化が進行する中での修正とありますが、その当時でも町人口の減少は年間約 100 名の減少でありましたが、その時考えられた基本計画に考慮されなかった理由を尋ねます。

次に光ファイバーケーブルの整備についてお尋ねします。現在急速に普及しているブロードバンドの中で、最も優れた通信回線です。またその速度・安定性において、ADSL の 5 倍から 10 倍の速度を実現するものです。町内のインターネット等の使用者数の把握をまず調査する考えは無いのか、また、国・県の補助と補助残の起債額の地方交付税措置額も含め、整備費用額をどのくらい予想されているのか、町独自の持ち出しは無いのかお尋ねを致します。

次に太陽光発電システムの支援措置についてお尋ねします。太陽光発電は昼間の電力需要ピークを緩和し、温室効果ガスを削減できるなどの特徴があります。その施設をまず公共施設から設置していく考えは無いのか。また、個人への支援費用はどのくらい想定されているのかお尋ねします。

次に再生可能エネルギーの農業への取り組みや、支援の具体的内容についてお尋ねを致します。

次に学校適正化後の校舎の活用について。教育委員会が方針を決定した後、老朽化した施設はその利用目的によっても維持補修の内容が大きく変化してくるものと思われるが、どのような利用を考えておられるのかお尋ねします。

次に歴史的遺産を活用した町づくりについて。長崎街道を利用した福岡県・佐賀県との連携が模索できないかという事ですが、江戸時代の鎖国政策の下で幕府が日本で唯一外国との交易を行う港である長崎に通じる街道として、非常に重視されていました。小倉から長崎間 57 里 228 k m。25 宿をできるだけ最短距離で結び直線状に整備されたため、俵坂峠などの難所も多かったと言われていました。3 月 4 日に本町で街道沿いの市町の有志等で作る街道ネットワーク協議会主催で 3 県合同のシンポジウムが行われ、共通の幟を作成するなど連携を図り機運を盛り上げる事を確認したという記事がありました。国土交通省九州地方整備局でも「佐賀歴史物語街道」という事業が計画実施されております。行政として九州が一体として効果を高めるような施策を考えておられるのかお尋ねを致します。

次に上水道の技術基盤の強化・管理体制の一元化・経営の一体化の内容と財政負担についてお尋ねを致します。

次に東日本大震災についてであります。教訓を踏まえての防災計画の見直しや、避難訓練も重要であります。その被災地への支援策についても大きな課題だと考えます。現在まで町職員の派遣や避難家族の受け入れも実施されております。1 年を経過してこれからの継続的な支援が必要だと思いますが、どのような支援を考えておられるのかお尋ねを致します。以上 8 項目について登壇しての質問を終わります。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

おはようございます。まず 1 点目の施政方針についてでございますが、総合計画の見直しで何故基本計画に考慮されなかった理由をとということでございますが、まず基本計画策定年次は平成 18 年でございます。その策定時の人口見通しが今議員が仰ったように年間 100 名程度減少になっておりました。その中で私も 5 月 22 日就任しまして、第 4 次総合計画見直しを 6 月に皆さんに配布をしたかと思えますけども。これはすでに前任者の中で決定されたことでありまして、私は 6 月というのは全く 2 週間足らずでございますので、それを見るような暇はございませんので、どちらかと言えば前任者が作ったやつに私がそういう名前を連ねる様な形になっております。無責任なことじゃないんですけども、時間的に余裕がございました。そういう中で 24 年の 1 月 25 日に発表されました九州経済調査会の推計人口、これが 100 名と言わずに 160 何名とかという事で非常に加速をしております。そういう事で今までの私も 40 年の経験の中で、この総合計画のあり方、これにつきましては些か疑問を持っております。どちらかと言いますと職員レベルで作って、そしてそれを総合計画に活かすという事でございますので、非常に住民の参加というのがほとんど 100%に近い、もちろんそういう対話集会などをして意見調書を取りますので、それが住民の参加だと言ってさうかもしれませんが、非常にその辺がもっと具体的に住民の委員さんを立てて総合計画を作ると言いますか、そこら辺に欠けてたという事で今回できたら修正版ですか、そういう形でやりたいと考えております。

それから光ファイバーにつきましては町内使用者数の把握と整備費用の予想、それから町独自の持ち出しはあるのかというご質問ですけど、長崎県内では本土では最低の水準という事で今言われております、東彼杵町が。そういう事で利用者の把握は出来ておりませんが、やっぱり調査をしながら把握をしていきたいと考えております。それからオプトーク通信を含めての整備でございますので、それも含めてオプトークの整備も含めての考え方ですので、例えば光

ファイバーで全町を網羅するのか、それとも光ファイバープラス公衆無線ランと言いますか、所謂電波で無線で飛ばして遠い所全部光ファイバーを張らずに飛ばしていく方法もございますので、そこら辺を合わせたところで考えていこうと思っております。もちろん整備する上におきましては、整備費用というのは町の持ち出しもちろんあります。

因みに今現在終わってるのが、県の工業団地、それから赤木の工業団地等ございますけども、概ねk m当たり 2,500 千円くらい光ファイバーが掛かるようなことになっております。そうしますと非常に多額のお金が掛かると思っております。ですから幹線道路辺りで仮に判断した場合、80 k mくらいの距離がございますのでこれを全て光ファイバーにすれば約 200,000 千円くらい掛かります。もちろんそうなりますと基地局の問題、今役場の方に基地局がありますけども、これを1局で足りるのか、あと1局作らないといけないのかそのへんの問題。それから、当然それを受けます端末、住民の方にそれだけまた負担が増えるわけですからそういう住民の負担の問題、その辺を含めまして今から研究をしながら進めて参ろうと思っております。

それから太陽光発電システムの支援措置でございますが、公共施設を優先させる考えは無いのか、それから支援費用はどのくらい想定されているのかというご質問ですが、まずは一般家庭に行いたいと思っております。まず例えば1k w当たりいくらかか定額を決めまして、それで限度額を最高いくらかという事で。国辺りが今 48 千円k w当たり 48 千円の補助をしておりますので、概ね一般家庭では 4,5k w前後でしょうか、一般家庭はその位ですので、小規模のものもありますのでそういうk w当たり何万円とかという補助をして限度額を定めてやりたいと考えております。

それから4点目の再生可能エネルギーの農業への取り組みや支援の具体的な内容でございますが、これにつきましては今、農林水産省と環境省が所謂コストや発電方式の組み合わせで検証する実証試験を公募をしております。6月くらいに始まるかと思っておりますけども。まずこれで全国5万箇所を選んでという事になっておりますので、1つくらい町の方で出来ないかと思っておりますので、どういうものが出来るのか自治体とか農家による実証試験を、財政的に支援をされますのでそういう機会に是非こういう取り組みをしたいと思っております。当然自然環境を大きく変えることなく東彼杵町の自然を生かした、そういう出来る物が何かないのか研究とか検討を進めてまいりたいと思っております。

それから学校規模適正化後の校舎の活用はでございますが、これにつきましてはもちろん教育委員会のそういう方針等が出るわけでございますけれども。仮に議員が仰るように統廃合になった場合を仮定してしますと、当然学校はもう既に耐震化の工事も完了しておりますので利活用は可能でございます。それから活用するにつきましては、文部科学大臣の承認とかが要りますので、耐用年数が経過したものは全く承認は要りませんが、それ以外は承認が要りますので、承認を取りながら活用は出来ると思っております。

活用の方法というのは文化面とか福祉面とか産業、或いは民間企業、幅広く利用可能ですので当然その時に町としても考えて有効活用は考えて参りたいと思っております。もちろん補助金適法化などがありますので、全てがそういう事にならない場合がありますので検討しながら、進めていきたいと思っております。

それから6点目の歴史的遺産を活用したまちづくりですが、シンポジウムが3月4日に行われましたけども、やっぱりこれではそういう3県での連携というのが住民の方からも意見が出まして、そういう話になりました。行政にもっとしてもらえとかという意見が出ておりました

けども、佐賀県からは行政にやってくれという話が強くありましたけども、福岡の方からは、いやそういう時代じゃないと、住民主体でやろうという事で話が出ておりました。従いましてボランティアとかNPOでやろうと。そしてその中で、参加者あたりも積極的にやってもらって、そしてそのバック支援として行政が何ができるのか、そういうものを私はやっていくべきと思っております。

それから、上水道の技術基盤の強化・管理体制の一元化・経営の一本化の内容と財政負担でございますが、これは平成21年度に統合計画書というのを厚生労働大臣に町の方から提出をされております。これはどういう事かと言いますと、今、簡易水道事業を所謂公営企業、上水道事業ですね公営企業にしていくと。そうしないと今から国の補助金も28年度までにしないとやりませんよという、何か足枷みたいなことになっているんですけども、東彼杵町の水道もまだ老朽化の箇所が沢山ございます。それを28年度までにしないと、あとは補助金はやらないという非常に厳しい足枷が今迫られております。

当然どういう事をやるかでございますが、今の所謂各地区の簡水があります、これをバイパス化するかということになるわけですけども、当然目的は飲料水の供給に停滞があってはならないという事で、水不足の解消とかバイパス化することによってそういうサービスが向上しますので、そういう目的でしなさいという事でそういう経営の健全化を含めてやっております。

それから当然企業会計になりますと料金の値上げが国の方から結構指示をされるんじゃないかと思っております。今は1,500円と3千円くらいですかね、二本立てですけど、これを独立採算制となればとても1,500円じゃやっていけませんので、この辺の料金値上げを余儀なくされるのか、そこら辺ができるのかですね。ですから非常にそういう面でもうちょっと統合計画が遅くなれば良かったんでしょけども、そういう国の指導でございますので、その時点で21年度で考えた上での総合計画書の提出になっておりますので、大変厳しいことになるかと思っております。

それから東日本大震災でございますが、これにつきましては4名の職員を短期間ではありましたが支援を行ってまいりました。それから今から本格復興でございますので今話があるのは長期間に亘る技術職員の派遣が言われておりますけども、現在の職員数ではとてもよそに出せるような職員数ではありませんので、今のところは対応は出来ておりません。ですから今後も技術職員の要請が来るかと思っておりますけど、なかなか対応は厳しいかなと考えております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

これまず第1点目でございますけども、総合計画の問題でございますが、長崎新聞に載っていましたが国立社会保障・人口問題研究所が日本の将来人口を公表されております。2010年では1億2806万人、今から36年後の2048年には1億人を割り込むと。それとまた48年後の2060年には8674万人、減少して65歳以上の人口割合も現在の23.0から一貫して上昇しまして2060年には39.9%にも達するという衝撃的な数字が発表されております。しかし人口減少も高齢化の進展も以前より分かっていたことなんですよ。だからこの町長が仰る生活者視点でこの総合計画を見直すという事でございますが、この中で先程仰ったように公募による委員も含まれるのか見直しに対してそれをまずお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総合計画、本来議員が仰るように10年計画を立てて23年の6月に5ヵ年目の中間でやったわけですが、そういう所謂生活者、町民の立場でそういう総合計画が今のところ全く出来てないと思います。ですからそれをもっと反映するために、今からの高齢化社会をどう対応するのか、所謂いつも私が言っております地域の課題は何ですかという事で、地域の課題はやっぱりそういう超高齢化ですので、独居老人とかの対応とか買い物とか病院とかっていう身近なそこら辺の事を考えた場合に、やっぱり皆地域の力を借りないと、行政だけではとてもやっていけませんので、そういうまちづくりを起点に考えてやっていこうと考えております。

従いまして各地区から公募を何名くらいできるのか、34集落ありますので例えば3名選んでも100名になりますので、そこまでいけるのかどうなのかそういう有志者も含めまして公募をしようかと思っております。公募と合わせまして地区当たりの推薦も含めましてやっていこうかと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

そしたら、その町内の地区懇談会とか地区代表者におけるまちづくりの町民会議、或いは女性会議など、幅広い年代の人が参画できる機会を設けるという事ですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

その通りでございます。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

そのコミュニティデザインという事で、良質な人の繋がり、人が繋がる仕組み、ハードからソフトへのデザインという事で掲げられておりますので、例えば町内で凧揚げ大会とか、お茶会とか生き物の観察会などというのはどうでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

あらゆるそういう何て言いますかイベントを活用した、とにかく人が集まって話をする場所を作ることが大事ですので是非そういう事も取り組んでいきたいと思っておりますけど。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

次に光ファイバーに移らせていただきますが、光ファイバーをせずにしても、パソコン自体が旧式であればなかなか対応が難しいと言われていますが、その点については町長いかがですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私も今各地区 33 地区回ってみて、インターネットしてる人手を挙げて下さいとした場合あんまりいらっしやいません。というのは世帯主の方が出席されますのでなかなかいらっしやいませんけども、子どもさん達とか、お孫さんも含めてでしょうけども、携帯電話でかなり多くの方がやっておられますので、そのへんの携帯電話でできる場合もあります。スマートフォンもできますのでその辺も今から普及も含めて今から対応していくあたりはそこら辺の把握と今からの何と言いますか時代の流れですか、その辺をもう少し我々も研究しながら町民の方にもそういう何と言いますか、知らせていく、今からの情報通信関係を知らせていく義務があるかと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番(岡田伊一郎君)

そしたら光ファイバーのモデル地区で、集落密集地区をまず先に先行させるという考えはいかがでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

逆に密集地区が本当にしておられるのか疑問なんですよ。今のところ逆で、どっちかと言えば集落じゃなくて密集じゃなくて何て言いますか、表現がまずいですけどそれ以外の散在って言いますかねこういう町じゃなくて、逆にそういうどう言えば良いですか、山間部の方ですか山間部の方が意外と新しい転入者の方とか自分で起業しながらやってる方とかいらっしやいますので、そういう方はもう是非急いでやってくれという考えがあります。それから、お茶の生産地の太ノ原とか中尾とかも是非やらせてくれと。しかし中尾の場合は既に今光ファイバーが入ってるんですけども、NTTの県の所有なんですけども、これが入っててなかなか私が聞いた時には良いですよという話ですけども、先日確認したらなかなか個人には貸せないような話をされるもんですから、困っておりますけども。どっちかと言えば今もうすでにこの本町・東町全部光ファイバー入ってますので、なかなか加入の方も町の方の宣伝も悪いですけども、おいそれとまだ気づいてない方もいらっしやいますので、どこの地区が1番良いのかその辺は今から考えていかなければと思っておりますけども。なかなか進んでないのが現状でないかと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番(岡田伊一郎君)

そしたらそのファイバーを設置した時には、NTTの支柱と九電電柱だけの仮設で予想をされているのかお尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今現在建っているのが、今仰ったようなNTTと九電柱でございますので、それに仮設になるかと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

そしたらそのランニングコストも想定をされておりますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まだそこら辺までは全く考えておりません。今私がさっき言いました様に、山間地でやりました23年度末まで出来ました、その事業費から算定しているだけでございますので、全くそこら辺の経費は算定いたしておりません。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

ちょっと他町の事を発表して申し訳ないんですが、川棚町がもう既に取り組まれておりますが、約5,000世帯を越す地域でありながらまだ2,000世帯くらいの申し込みしかあっていないですよ。というのは例えば商売をされている方が、そういう大量に情報をあげたりもらったりする所は必要なんです、どうしてもその需要申し込みがはっきり分からなかったそうなんです。川棚町でさえですよ。申し訳ないんですが、あれだけのその駅前を中心に扇形の行政がしやすい町でさえ、まだそれだけの申し込みしかあっていないと。だから町長は東彼杵町は若者が光ファイバーが来ないと定住も促進できないんじゃないかと仰るならまずモデル地区を定めて、若い人が来るのは申し訳ないんですが、やっぱり病院に近い、学校が近い、買い物の近い所、そういう所にしか多分住宅を借られないんじゃないかと思うものですから、その辺はいかがですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういう街中あたりに若者はおりますので、そこら辺も当然急がないといけないんですけども、逆に高知県では神山町だったですか、ここは全く人口が2,500、2,600人ですけども、全くのそこに全町一気に光ファイバーを張りまして、それで東京の方から企業が一杯来るような状況になっておりますので、そういう整備することが非常に大事かと思っておりますので、どの辺を重点的にやるのかですね。逆に私の場合は外側からしたほうが逆に良いんじゃないかと思っております。要するにそういう何て言いますか、街中辺りが高齢化率あたりも見れば、独居老人辺りも結構この町付近もいらっしゃいますので、町付近は既に入っておりますので、光ファイバーが。今でもすぐできるわけですから。逆に公共、所謂社会資本の整備で都市部都市部っていう流れがありますけども、逆にこういう場合は逆に田舎の方から逆に張るのも、全ては出来ませんが、どこまで出来るかそういう基本計画を立てながらやる方法もあるんじゃないかと思っております。均衡ある発展といえますか、そういう考え方でやろうかと思っております。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

すみません。高知県って言いましたけど徳島県でございます。徳島県の神山町。間違えました。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

最近はその i p a dとかそういう機器の活用の方に向かっていきますよね。だから十分検討をされないで、いくら光ファイバーを入れたからといってそういう町の均衡ある発展に繋がるかどうかというのは私は疑問に思うんですが、如何ですかね町長。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ですからそういう全く私もどのくらい進んでいるのか。ただ i p a dなんかを使うのは今盛んにテレビで宣伝していますけども、徳島県神山町なんかは90のおばあさんが使ってるわけですからね。そういう事もやっぱり教えながら或いは企業が発展していけば本当にどこまで発展するか分かりませんので。それと後そういう情報通信の基盤整備の何て言いますかね整備エリアとかその辺を作っていければ1番良いかと思っております。それから、もちろんそこらへんの光ファイバー自体のもっと町民の皆様にご存知と申しますか、その辺の広報活動辺りをもっとしながら、一気に進めるといのはまず無理かと思っておりますので、そういう需要と供給ですかその辺を見ながらいかなきゃいけないと思います。何が何でも光ファイバーという事ではございませんので、そういう長崎県で1番遅れてると。そしたらそういう町に引っ越してきてくれないという事もありますので、その辺が逆に光ファイバー整備をしましたという事で、誰でも若いものが来てくれればもう少し良いかなと思っておりますので。何を先に優先すべきかと非常に問題になるわけですが、そういう遅れているものから1つでも出来る事をやる必要があるかと思っておりますので。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

次に移らせていただきます。太陽光発電システム普及は継続的支援になるのかお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

一応制度要綱を作ってやりますので、継続的な補助制度にもっていこうかと考えております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

それともう1つ、企業によるメガソーラー発電を誘致する考えは無いのかちょっとお伺い致

したいんですが。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

是非お願いしたいんですけども、なかなかそういう場所が無くて今考えておりますけども、ほとんど農振が入っておりますのでなかなか厳しいところが。茶畑なんかを潰すわけにはいきませんのでできませんけど、一応考えているのは例えばこういうこと、まだちょっと言えませんが、そういう告げ口する様なこと言えませんがそういう企業が入ってくれば是非誘致したいと考えておりますけど。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番(岡田伊一郎君)

工業団地も、もうどうしても企業が無理ならメガソーラーを企業の誘致の一つだと考えるんですが、工業団地町の、それは如何ですかね。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これが1ha、2haの規模じゃなかなか足りないものですから、本来ならば40haとか、ものすごい面積があるものから。町内にもあります。農振地が入ってない所の12haくらいの農振が入ってない所の平坦部があるんですけど、そこでも多分来ないと思っております。一応何とかならないかという話はしておりますけども。大規模になりますものから。メガクラスとなりますととても赤木では無理かなと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番(岡田伊一郎君)

次に、農業への再生可能エネルギーの問題ですが、再生可能エネルギーというのは、風力とかバイオマス、地熱、太陽熱などがありますが、太陽光発電だけが今度の農業に活用するような考えを持っておられるのかお尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは今議員が仰ったような全てのそういうエネルギーを活用してなんか研究をしてみたいという事で、できるものからやろうかと考えております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番(岡田伊一郎君)

2009年の11月に太陽光発電の余剰電力買い取り制度が開始されておりますが、これもまだ十分に皆さんにお知らせというか行き届いてない面がございますが、これは太陽光発電システムを推進される上でも重要かと思いますが、今後これを町として町民の皆さんにいかにつけてもらうかという事を町長はどういう風に考えておられますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

新聞等ではですね、例えば電機メーカー辺りが盛んに計算式まで付けて10年間で取り戻せま
すよという事が出ておりますので、そういう温暖化防止のためにも広報あたりで例えば設定を
しまして、4.5kwの場合は今売電がいくらですから何年でどれ位取り返せることが出来ますよ
とか、そういう具体例を付ければもう少し分かってもらえると思いますのでそういうのも広報
あたりで伝えられたらと思っておりますけども。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

次にその校舎の件でございますが例えば統廃合が出来て無くても、しなくてもクラス・学級
が段々縮小されていきますよね。その時に、老人の方なんかの利用なんかも一緒に、子どもと
高齢者の方の融合を図るためにバリアフリー化とか、校舎を一部でもするお考えはないかをお
尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今すぐにはそういう考えは持っておりませんが、この前も千綿中学校に行きまして二十
何クラス教室はありますが、3クラスしか使っていないもんですから、所謂西側東側に片付
けて何かそういう利用が出来ないかなという気持ちは持っております。今後とも検討してまい
りたいと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

そしたら次に移らせていただきます。歴史的遺産を活用したまちづくりでございますが、長
崎街道をシュガーロードと東彼杵町の食の文化、鯨とか。そういうものを連携して行政が提案
だけでもしていく考えが無いのかちょっとお尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

なかなか行政はノウハウが持っているようで持ってないもんですから、そういう歴史家あたり
の詳しい人あたりと一緒に何か提案できれば提案をしたいと考えております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

北九州の木屋瀬、今まちづくりで長崎街道をかなり利用されてますよね。だから私が申し上
げておきたいのは、福岡・佐賀・長崎、これは東彼杵町だけではなくなかなか集客は出来ませんが、
最近の中高年の方に歩くのを趣味にされてる方は、バスツアーかなんかにそういう彼杵荘との
連携とか、そういうのを前取り組んだ形跡もあると思うんですが町長はこういう考えはいかが

ですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういう取り組みを住民の方が発想をされて、それで行政にそういう要請があれば、おんぶに抱っこではいきませんが、自分達が汗水を流しながらどうしても必要な分は行政が出さないといけない場合もありますので、そういうところは一緒になって考えていきたいと思っています。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

次にちょっと時間の関係上移らせていただきます。7番目の水道の上水道の技術基盤の強化とか管理体制の一元化、経営の一体化でございますが、町内の未給水地区への対応は今後どう考えておられるのかお尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今ちょうどこういう整備計画あたりをしておりますので、例えば町内の地図に高台地区で未普及地区、それを表示をして今後検討をしていこうと今考えております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

それと耐塩素性病原菌への監視は、今微生物研究所かなんかに送られてる。それだけで済ませられているのかお尋ねを致します。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、水道課長。

○水道課長（下野慶計君）

水質検査につきましては、認可をされている所をお願いをしまして定期的に検査を行っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

その地下水のあれは良いんですけど、川、河川の水を採取する時には十分その監視を持っていかないと、色んな病原菌でかなり重篤な状態を水から飲料水からうつる可能性があるんで、今後そういう水質検査だけで足りるのかお尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私も今思ったりしましたけども、所謂定期的な原水ですか、原水の検査を指針に基づいてやるようになっていきます。ただ採取できない深井戸式、ここがちょっと問題なんです。それ以外の所は問題ないんですけど、そこが何箇所かあるんですけども。これが今からどうするか工夫をしていかないといけないと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

それともう1つ。水源施設の耐震化、これはどう図っていかれるのかお尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ちょっと私のはっきり理解しておりませんが、水道施設での耐震化っていうのが深井戸とかそういう方式の場合にどうなのか。耐震まで必要なかどうなのか理解しておりませんが、必要であれば検討したいと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

この水道ビジョンの方にも多分記載してあると思うんですよ。例えば亀裂が入ったりする。貯水池とかそういうのを含めて今後地震に対する備えて言いますか、そういうのをお金が掛かるんでしょうが今後は検討していくべきじゃないかなと。たまたま今日また活断層が房総沖半島でも出てきたと言われるようなことで、どこにあるかまだちょっと解明できてないんですね。いくらこちら地震がないと言っても、100年またはそれ以上。やっぱり飲料水が遮断されたらかなり生活に及ぶ影響が大きいと思うんで、その辺の計画の中に考慮を入れながら、今後検討をしていただきたいと思うんですがいかがですか町長。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

東彼杵町は貯水池というのはございませんので、そちらの検討は必要ないんですけども、問題は単体の配水池とか減圧栓とかそういう構造物でございますので、それは耐震はどっちかと言えあまり関係は無いようなことになるかと思っております。土木構造的な考えでいけば、耐震というのはなかなか出来ませんので、それはもう1つの構造物として処理しますので全く心配ないかと思っておりますけど。議員も仰るように、そういう深井戸に関しましても特にそういうビジョンにも書いてるとご指摘いただきましたので十分検討をしてみたいと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

もう1つお尋ね致します。管路台帳の整備状況はどうなっていますかね。水道の方の管路。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、水道課長。

○水道課長（下野慶計君）

今、水道台帳を整備しているところでごさいます、24年度中に整備を終わって道路側に出て準備を進めていこうと考えています。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

これが例えばパネル式で役場にいながら全部水量とかそういう状況も把握できるようになれば、例えば漏水箇所なんかもやっぱり管路がしっかりしてないと、経験してる人がいないともうだんだん分からなくなってしまうというのがあるんですが、その点どうですかね町長。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは管理台帳がほとんどやっぱり出来てないですね。はっきり言ひまして、何年か前、もう10年以上前からやっておられるんですけど出来ておりません。ですから経験者がもういないわけですから、ある程度管の材質等を決めて、距離は分からなくても距離は測れば分かるわけですから、それを測って暫定的にして、それを計画的にしてそれをどうするかという事を考えていかなければ全然進みませんので。今そういう方が1名いらっしゃいますので、そういう方の力を借りながら現況把握を早急にやりたいと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

次に東日本大震災の件なんです、やはり1年間みんなこの町も支援をしていくんですが、こういうのはやっぱり継続が力のごさいますので、継続してお願いをしたいと思うんですが、職員の派遣計画を町長が仰ったようにインフラ復興が今後中心になってきますよね。ただうちは職員自体が少ないのでやれないと。そうなれば、他に例えば震災地へ旅行をされる町民の方、そういうのに補助とかっていう考えはないですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

1つの提案でしようけども、なかなかそこまではまだ余裕がございせんので今後検討課題にしたいと思います。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

やはり今からが東北、東日本大震災の被災地への支援が大事だと思うんで、職員も少ないんですが、もし医療の方でも余裕が出来たら、看護師の免許を持ってる方とかそういうのを送って、いつ東彼杵町も災害にあうか分かりませんので、こういう時には力を何とか振り絞ってでも私は支援をして頂きたいと思うんですがいかがですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

東彼杵町も、今職員を私も40年やってきましたけども、かなり職員が不足しております。40年前から日本一少ない町でございましたので、職員も頑張っておるわけですけど、なかなか今の人事異動も含めまして余裕が全く無い状況なんです。ですから今後考えられるのは、職員が例えば大量退職を迎えます。5名とか。そういう場合は逆に採用を5名、辞める時に募集するんじゃなくて、前もって何年か3年位前に4名位募集をして、前倒しで募集をします。そういう余裕のある中で自然と仕事を覚えていって退職の日にスムーズに引継ぎが出来るようなそういう人事体制を是非町民のご理解を得て体制を整えていければという事で考えております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

私もまさに町長が仰ったようにそういう考えで賛成なんです。というのは年齢的に、就業人口が離れてしまえばなかなか難しいところが出てくる。それでもうひとつは定年が延びた時に若い人が働く場所が無くなってくる。こういう弊害があるんですね。だから、私は国もそういう状態でもっと考えるべきだと思うんですよ、そういう状況を。で、今東彼杵町には避難世帯が改善センターか、こっちの町にもいらっしゃいますが、こういう所に被災市からこられた所の地元の広報誌とかを取り寄せて頂いて提供していくという考えはございませんか、そういう方達。地元の広報誌。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

地元の広報誌というのはこっちに疎開してこられた方の地元の広報誌ということですか。そこらへんが出来ればそういう事も交流をしながら収集するのも可能ですのでそういう取り組みは話をすれば出来るかと思っております。検討はしたいと思えますけど。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

何故集団移転がこっちの九州のほうにはなかなか来れないかというのが、やはり情報が遮断されて戻りたいときになかなかそういう不安があらわれるそうなんです。だから被災の関東圏とかがやっぱり避難の方も多いですね。東京からすれば九州長崎西の最果てにも感じるんです。距離的には東北のほうに近いですから東京からは。で、今後その一般質問の中でちょっと外れるかと思うんですが町長がもし答えられれば瓦礫の処理、処理について町長は長崎県が普賢岳災害・長崎大水害の時全国から受けた支援に対して個人的に受ける気持ちこれは福祉組合の処理施設の問題にございますがどう考えたらいいか最後に1点お尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

現在の所はわかりません。まだ非常に不安定な部分もありますので今のところはもうわかり

ませんというのが事実なんです。ですから、引き受けるとか引き受けないとかじゃなくて現在わかりません、はっきり言いまして。東北の方にも昨日電話致しましたけれども何故東北の方で安全であるのに近い所の東北の市町村が何故協力をしないんですかと私の友達にも電話しました。ですから非常に窮状はわかります。もうとてもじゃないです。悲惨な量があるというのはわかりますけどもう少し国の方が説明をしてやらないと現時点で私はい、引き受けませんという気持ちは全く考えておりません。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

これは賛否分かれるところではございますが、大村市長も発言されて私は勇気ある発言だと思うんですね。だから東北とか同じ市町村が受け入れられなくても、やはり安全性が確認できれば私は分散してでもコストがかかってでも、これは国の基準がまず示されてからなんだろうがやはり他の九州でも応援をしてあげるのが日本の団結といいますか、そういう復興・復旧に向けては1番いい方法だと思うものですから今日質問で出しました。以上で、私の質問を終わります。

○議長（森敏則君）

はい、これで9番議員岡田伊一郎君の一般質問を終わります。

このまま会議を続けます。

日程第 2 議案第 3号 東彼杵町まちづくり推進条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 3 議案第 4号 東彼杵町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 4 議案第 5号 東彼杵庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について (委員会報告・質疑・討論・採決)

○議長（森敏則君）

日程第2議案第3号東彼杵町まちづくり推進条例の制定について。日程第3議案第4号東彼杵町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について。日程第4議案第5号東彼杵庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について。

以上3案を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。

○議長（森敏則君）

総務文教厚生常任委員長岡田君。

○総務文教厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは、本委員会に付託された事件につきまして委員会の審査報告書を報告致します。

付託された事件、議案第3号東彼杵町まちづくり推進条例の制定について。審査年月日平成24年3月22日審査の経過並びにその結果。

付託された事件について、22日総務課長、財政管財課長、まちづくり課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は町民参加によるまちづくりについての基本的な事項を定め、活力に満ちた魅力あふれる地域社会の実現を図ることを目的として制定される条例である。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、町職員の積極的な参加により住民との信頼関係を構築し、地域と町の活性化につながるよう、与えられた職務に全力で取り組んでほしいとの意見がありました。

次に、議案第4号について報告致します。

東彼杵町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について。審査年月日平成24年3月22日。

審査の結果並びにその結果。

付託された事件について、22日総務課長、財政管財課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は地方自治法施行令の改正により、条例を定めれば「債務負担行為」の議決がなくても複数年に亘る契約が締結できるようにするためのものである。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第5号について報告致します。

議案第5号東彼杵庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について。

審査年月日平成24年3月22日。

審査の結果並びにその結果。

付託された事件について、22日総務課長、財政管財課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は現在の庁舎が竣工以来50年を経過しており、経年劣化が著しく、耐震化も行われていないため、今後の庁舎整備に要する資金を積み立てるための条例である。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上、報告します。

○議長（森敏則君）

はい、それではこれから委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いします。

6番議員吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

議案第5号について質問させていただきます。

今回は庁舎の整備に要する基金ということなんですけれども、整備の内容ですけれども、これは耐震化を主な整備とするものか、それとも建て替えを見据えたこういった基金の設置なのか、そういう話が出なかったのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（森敏則君）

委員長。

○総務文教厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

これは議案の説明時にありました通りでございますので、委員会では特段にそういう内容についての質疑はございませんでした。以上です。

○議長（森敏則君）

他に委員長に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

無いようでしたらこれで委員長に対する質疑を終わります。

これから一括して討論を行ないます。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論無しと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告の通り決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第3号東彼杵町まちづくり推進条例の制定については委員長報告の通り可決されました。

次にこれから議案第4号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告の通り決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第4号東彼杵町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については委員長報告の通り可決されました。

次にこれから議案第5号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告の通り決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第5号東彼杵庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定については委員長報告の通り可決されました。

日程第 5 議案第 7号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する
条例（委員会報告・質疑・討論・採決）

日程第 6 議案第 16号 東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例
（委員会報告・質疑・討論・採決）

日程第 7 議案第 20号 東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例
（委員会報告・質疑・討論・採決）

日程第 8 議案第 24号 平成23年度東彼杵町一般会計補正予算（第7号）
（委員会報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）

次に日程第5議案第7号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。日程第6議案第16号東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例。日程第7議案第20号東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例。日程第8議案第24号平成23年度東彼杵町一般会計補正予算第7号。以上4案を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。

総務文教厚生常任委員長岡田君。

○総務文教厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは、委員会審査報告を申し上げます。議案第7号について報告致します。

議案第7号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。

審査年月日平成24年3月22日。

審査の経過並びにその結果。

付託された事件について、22日総務課長、財政管財課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は町長の給料及び期末手当を50%削減されていたものを平成24年5月分から平成27年5月分までとするもの。副町長にあつては給料及び期末手当を40%削減されていたものを平成24年5月分から平成27年5月分までとするもの。

平成24年4月分の給料については、職員の不祥事に係る道義的責任をとるために町長は60%を削減し、副町長にあつては45%削減するものである。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例。

審査年月日平成24年3月22日。

審査の経過並びにその結果。

付託された事件について、22日総務課長、財政管財課長、町民福祉課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は第5期介護保険事業計画策定による保険料率の変更及び制度改正に伴う条例の一部改正であり、平成24年度から26年度までの3年間、65歳以上の人、第1号被保険者月額保険料、基準額を4,032円から5,700円とするものである。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、議会議決前に町広報紙において改定金額を公表されたことに対し、以前も同様な事案が生じた時に指摘をしていたにもかかわらず、再度行われたことは議会軽視も甚だしいとの強い意見がありました。

また条例改正の施行日が4月1日で住民への周知期間が短い時には他のあらゆる方法を選択すべきである。

次に、議案第20号について報告致します。

東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例。

審査年月日平成24年3月22日。

審査の経過並びにその結果。

付託された事件について、22日総務課長、財政管財課長、まちづくり課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は持ち家奨励金の交付対象者を町職員等にも適用させるものである。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号について報告致します。議案第24号平成23年度東彼杵町一般会計補正予算第7号。審査年月日平成24年3月22日審査の経過並びにその結果。

付託された事件について、22日総務課長、財政管財課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は歳入歳出それぞれ808千円を追加し、総額を4,775,247千円とするものである。

今回の補正の主なものは、ふるさと創生事業基金積立金73,024千円、減債基金積立金50,000千円、龍頭泉山の家屋根改修工事4,641千円などである。

財源として、町税 58,000 千円、普通交付税 29,974 千円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案の通り可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、山の家 の 現地視察を行った結果、荒廃が激しく、屋根だけの改修では使用できる状態ではなく、補助金適正化法との関係もあり、計上されている予算は雨漏り防止の応急工事のみに止め、施設の今後の利用目的等十分な研究検討を望むとの意見がありました。

以上、報告終わります。

○議長（森敏則君）

それではこれから、委員長報告に対する質疑を一括して行ないます。

質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。どうぞ。

6 番議員吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

議案第 24 号について、実際彼杵の方が現地を視察されてその結果、荒廃が著しく屋根だけの改修だけでは使用できるような状態ではないというようなお意見を持ってられたんですけども、この応急工事で 4,600 千円ですか、これだけの多額の費用を応急工事でいるのかなど、他にももう少し安くあがる応急措置は無かったのかそういう意見は出ませんでしたでしょうか。

○議長（森敏則君）

総務文教厚生常任委員長。

○総務文教厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

この応急工事は 4,641 千円を使うのではなくとりあえず、6 月の梅雨の時期に雨漏りを防いでおかないとますます壊れる可能性もございますので正式な屋根をこの金額でするんじゃなくて単に応急です。例えば例を挙げればシートとか。そういうのも意見がありました。以上です。

○議長（森敏則君）

他に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので委員長に対する質疑をこれで終わります。

これから一括して討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論ないですね。討論なしと認めこれで討論を終わります。

それではこれから議案第 7 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告の通り決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 7 号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告の通り可決されました。

次にこれから議案第 16 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告の通り決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 16 号東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例は委員長報告の通り可決されました。

次にこれから議案第 20 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告の通り決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 20 号東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例は委員長報告の通り可決されました。

次にこれから議案第 24 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告の通り決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 24 号平成 23 年度東彼杵町一般会計補正予算第 7 号は委員長報告の通り可決されました。

日程第 9 議案第 27 号 平成 23 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正
予算（第 4 号）（委員会報告・質疑・討論・採決）

日程第 10 議案第 28 号 平成 23 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正
予算（第 3 号）（委員会報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）

日程第 9 議案第 27 号平成 23 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号。日程第 10 議案第 28 号平成 23 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号。以上 2 案を一括して議題とします。

本件について委員長の報告をそれぞれ求めます。

産業建設常任委員長福田君。

○産業建設常任委員長（福田修君）

それでは委員会審査報告を行ないます。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

付託された事件議案第 27 号平成 23 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号。審査年月日平成 24 年 3 月 22 日。

審査の経過並びにその結果、付託された議案について、3 月 22 日水道課長の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。今回の補正の主なもの、歳出では、建設改良費のうち公共下水道事業に伴う水道管布設替工事 15,352 千円、遠目地区水道施設設置事業費 4,600 千円をそれぞれ減額され、歳入では、遠目地区水道未普及解消事業に係る国庫補助金 2,616 千円を減額し、又一般会計繰入金で工業団地配水池増設工事分 2,031 千円を追加し、公共下水道事業分 9,710 千円、遠目地区水道施設設置事業分 1,984 千円をそれぞれ減額された。財政調整基金繰入金 2,031 千円、雑入の公共下水道工事分補償費 5,642 千円をそれぞれ減額されたものである。

慎重審査の結果、適正な補正予算措置と認め全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定

しました。

続きまして議案第 28 号平成 23 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号。

審査年月日平成 24 年 3 月 22 日。

審査の経過並びにその結果。

付託された議案について、3 月 22 日水道課長の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。

今回の補正の主なものは、年度内工事の精査を行い、建設費の工事請負費 12,000 千円、補償補填及び賠償金 3,635 千円をそれぞれ減額され、歳入については、諸収入 3,785 千円を追加計上し、繰入金 19,420 千円を減額計上されたものである。

慎重審査の結果、適正な補正予算措置と認め全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対する質疑を一括して行ないます。質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いします。どうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので委員長の報告に対する質疑をこれで終わります。

これから一括して討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから議案第 27 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告の通り決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 27 号平成 23 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号は委員長報告の通り可決されました。

次にこれから議案第 28 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告の通り決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 28 号平成 23 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号は委員長報告の通り可決されました。

ここで暫時休憩致します。

暫時休憩（午前 10 時 46 分）

再開（午前 10 時 55 分）

日程第 11 議案第 29 号 平成 24 年度東彼杵町一般会計予算
(委員会報告・質疑・討論・採決)

日程第 12 議案第 31 号 平成 24 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算
(委員会報告・質疑・討論・採決)

日程第 13 議案第 32 号 平成 24 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算
(委員会報告・質疑・討論・採決)

日程第 14 議案第 33 号 平成 24 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算
(委員会報告・質疑・討論・採決)

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

日程第 11 議案第 29 号平成 24 年度東彼杵町一般会計予算。日程第 12 議案第 31 号平成 24 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算。日程第 13 議案第 32 号平成 24 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算。日程第 14 議案第 33 号平成 24 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算。以上 4 案を一括議題とします。

本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。

総務文教厚生常任委員長岡田君。

○総務文教厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは報告致します。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第 76 条の規定により報告します。

- 一、付託された事件議案第 29 号平成 24 年度東彼杵町一般会計予算。
- 二、審査年月日平成 24 年 3 月 21 日、22 日。
- 三、審査の経過並びにその結果。

付託された事件について、21 日、22 日各課長、教育次長、産業振興課内 3 名の係長の出席を求め産業建設常任委員会との連合審査を行い、その後 22 日に総務課長、財政管財課長、町民福祉課長の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。

本件は東日本大震災により深刻な打撃を受けた我が国の経済活動は、本格的な復興施策の中、国内実質、名目成長率ともプラスに転じているものの、電力供給の制約や原子力災害、デフレの影響等で企業収益は減少していることから、見通しは依然として厳しいものである。このような中、当初予算編成は絆の再生と不安の解消を 2 本柱として掲げられ、特にコミュニティの再生を図ることを目的としたまちづくり交付金や待機児童解消と保育サービスの充実のため国県一体となって取り組む事業にかかる予算等が計上されている。

24 年度予算総額は 4,370,000 千円で前年比 56,000 千円の減となっている。歳入については、町税全体では固定資産税について 24 年度が評価替の年であり、土地及び償却資産を中心に減となったものの、全体では 1.8%（12,315 千円）増となり、あとは地方交付税、財政調整基金繰入金等である。歳出については積立金 34,633 千円増、繰出金 14,055 千円増などであるが、その他の費目で減となっている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案の通り可決すべきものと決定しました。

なお審査の過程で、全ての事業において着手前に地域への懇切丁寧な説明を行い、理解を得るようにしていただきたい。まちづくり交付金にあつては、条例、要綱に基づき公平、公正な処理をされたい。また工事等については、可能な限り早期発注、着工を行い年度内完成をめざしてほしいとの強い意見がありました。

次に議案第 31 号平成 24 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算。

審査年月日平成 24 年 3 月 22 日。

審査の経過並びにその結果。

付託された事件について、22 日総務課長、財政管財課長、町民福祉課長の出席を求め産業建設常任委員会との連合審査を開催し、その後、委員会を開き審査を行いました。

24 年度予算総額は 1,143,000 千円で前年比 39,000 千円の増となっている。

本件は少子高齢化の急速な進展、増え続ける医療費の増加等で厳しい財政運営を強いられている。歳入については、主なものが保険税 198,352 千円、国庫支出金 327,913 千円、前期高齢者交付金 220,871 千円等である。歳出については保険給付費 741,699 千円、後期高齢者支援金 140,434 千円共同事業拠出金 150,939 千円などである。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案の通り可決すべきものと決定しました。

次に議案第 32 号平成 24 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算。

審査年月日平成 24 年 3 月 22 日。

審査の経過並びにその結果。

付託された事件について、22 日総務課長、財政管財課長、町民福祉課長の出席を求め産業建設常任委員会との連合審査を開催し、その後、委員会を開き審査を行いました。

24 年度予算総額は 881,800 千円で前年比 69,200 千円の増となっている。

本件は高齢化率の上昇、要介護認定者等の重度化や要支援・要介護認定者の増等を見込み、第 1 号被保険者保険料の改定が行われた。

歳入については、主なものが保険料 154,442 千円、国庫支出金 226,377 千円、支払基金交付金 246,064 千円等である。

歳出については保険給付費 841,500 千円、地域支援事業費 25,023 千円などである。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案の通り可決すべきものと決定しました。

次に議案第 33 号平成 24 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算。

審査年月日平成 24 年 3 月 22 日。

審査の経過並びにその結果。

付託された事件について、22 日総務課長、財政管財課長、町民福祉課長の出席を求め産業建設常任委員会との連合審査を開催し、その後、委員会を開き審査を行いました。

24 年度予算総額は 95,200 千円で前年比 3,500 千円の増となっている。歳入については、主なものが後期高齢者医療保険料 53,092 千円、繰入金 37,586 千円等である。歳出については総務費 6,365 千円、後期高齢者医療広域連合給付金 88,515 千円などである。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案の通り可決すべきものと決定しました。以上、報告します。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対する質疑を一括して行ないます。質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いします。どうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので委員長の報告に対する質疑をこれで終わります。

これから一括して討論を行いません。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから議案第 29 号を採決します。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森敏則君）

確認しました。賛成多数です。

従って議案第 29 号平成 24 年度東彼杵町一般会計予算は委員長報告の通り可決されました。

次にこれから議案第 31 号を採決します。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森敏則君）

確認しました。賛成多数です。

従って議案第 31 号平成 24 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告の通り可決されました。

次にこれから議案第 32 号を採決します。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森敏則君）

確認しました。賛成多数です。

従って議案第 32 号平成 24 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算は委員長報告の通り可決されました。

次にこれから議案第 33 号を採決します。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森敏則君）

確認しました。賛成多数です。

従って議案第 33 号平成 24 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算は委員長報告の通り可決されました。

日程第 15 議案第 34 号 平成 24 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算
（委員会報告・質疑・討論・採決）

日程第 16 議案第 35 号 平成 24 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算
（委員会報告・質疑・討論・採決）

日程第 17 議案第 36 号 平成 24 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算
(委員会報告・質疑・討論・採決)

日程第 18 議案第 37 号 平成 24 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算
(委員会報告・質疑・討論・採決)

○議長（森敏則君）

次に日程第 15 議案第 34 号平成 24 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算。日程第 16 議案第 35 号平成 24 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算。日程第 17 議案第 36 号平成 24 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算。日程第 18 議案第 37 号平成 24 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算。以上 4 案を一括議題とします。

本案について委員長報告をそれぞれ求めます。

産業建設常任委員長福田君。

○産業建設常任委員長（福田修君）

それでは委員会審査報告を行ないます。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

付託された事件、議案第 34 号平成 24 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算。

審査年月日平成 24 年 3 月 21 日、平成 24 年 3 月 22 日。

審査の経過並びにその結果。

付託された議案について、各課長、教育次長の出席を求め、3 月 22 日総務文教厚生常任委員会との連合審査を行い、その後水道課長の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。

議案第 34 号の当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ 196,222 千円で、前年度当初予算 256,300 千円と比較して 60,078 千円の減額で計上された。歳入においては、水道事業の主財源である水道料金は、平成 23 年 12 月分の給水件数により超過料金は前年度の見込み額を基に算出され、今年度の水道料金収入見込み額を 137,705 千円とし、前年度に比べ 1,698 千円の増額で計上された。その他一般会計繰入金 35,553 千円、公共下水道に伴う補償費 22,004 千円が計上されている。歳出においては、総務管理費は主に職員の給与費、旅費、需用費、役務費等で 5,998 千円の減で計上、運営費の給水費全体では 1,316 千円の増で計上、施設費の建設費については、建設改良費が公共下水道事業、大野原高原線改良事業に伴う水道管布設替工事、名切地区水道管布設工事など 60,700 千円を計上、遠目地区水道施設設置事業の終了により、59,076 千円の減額となり計上されています。

慎重審査の結果、適正な予算措置と認め、全委員一致可決すべきものと決定致しました。

続いて議案第 35 号平成 24 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算。

審査年月日平成 24 年 3 月 21 日、3 月 22 日。

審査の経過並びにその結果。

付託された議案について、各課長、教育次長の出席を求め総務文教厚生常任委員会との連合審査を行い、その後水道課長の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。

議案第 35 号は歳入、歳出総額は 38,500 千円で前年対比 6.1%減となる。歳入においては、中尾地区、西部地区の使用料として 6,401 千円の計上、一般会計繰入金 32,047 千円。その他に手数料及び諸収入等 52 千円が計上され、歳出においては業務費中、総務管理費は 126 千円計上、運営費については光熱水費等需用費 4,260 千円及び維持管理保守委託料 5,438 千円、その他

1,418千円、合計11,116千円が計上され、なお西部クリーンセンター維持管理費については、漁業集落排水事業との処理人口比6:4で按分されている。公債費については、元金18,574千円、利子8,188千円、合計26,762千円が計上された。

以上、慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。尚、審査の過程において、人口減少により事業の衰退が懸念されるので公共下水道への接続は考えられないかとの意見が出ました。

続いて議案第36号平成24年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算。

審査年月日平成24年3月21日、3月22日。

審査の経過並びにその結果。

付託された議案について、各課長、教育次長の出席を求め3月22日総務文教厚生常任委員会との連合審査を行い、その後水道課長の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。

議案36号の歳入歳出予算の総額は7,900千円で、前年対比8.1%減となっている。

歳入においては、施設運営に要する財源として一般会計繰入金が5,382千円、使用料及び手数料2,508千円、諸収入等10千円が計上されている。歳出においては業務費中、総務管理費は35千円を計上し、運営費については、西部クリーンセンター等の維持管理に係る諸経費4,229千円が計上されている。公債費については、元金2,452千円、利子944千円、計3,396千円が計上されたものである。

慎重審査の結果、適正な予算措置と認め全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。尚、審査の過程において、人口減少により事業の衰退が懸念されるので公共下水道への接続は考えられないかとの意見が出ました。

続いて議案第37号平成24年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算。

審査年月日平成24年3月21日、平成24年3月22日。

審査の経過並びにその結果。

付託された議案について、各課長、教育次長の出席を求め、総務文教厚生常任委員会との連合審査を行い、その後水道課長の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。

議案第37号は歳入、歳出総額387,300千円で対前年比5.2%減となっている。歳入の主なものは分担金及び負担金4,351千円、使用料及び手数料33,192千円が計上されており、その他の財源は国庫負担金105,000千円、繰入金145,049千円、町債99,700千円である、歳出の主なものは総務管理費、管理に係る職員の給料9,273千円、職員手当等5,954千円、共済費3,192千円、運営費については処理場光熱水費6,134千円及び処理場維持管理委託料等16,622千円計上され、建設費については管渠等工事請負費197,800千円。又、污水管工事に係る水道管移設補償費23,100千円を計上された。公債費については、償還元金48,728千円、償還利子37,112千円が計上されている。

以上、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長（森敏則君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時18分）

再開（午前11時19分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（福田修君）

ちょっと訂正をお願いします。議案 36 号平成 24 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算でございますけれども審査の経過並びにその結果の 3 行目、議案 35 号と書いてございますけれども 36 号へ訂正をお願いします。

○議長（森敏則君）

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 20 分）

再開（午前 11 時 21 分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。

産業建設常任委員長福田君。

○産業建設常任委員長（福田修君）

それでは訂正を再度致します。議案 36 号でございますけれども議案第 36 号と訂正をお願い致します。

そして、審査年月日を平成 24 年 3 月 21 日は削除お願い致します。全部ですね。全件、削除をお願い致します。全議案 34 号 35 号 36 号 37 号の議案。審査年月日の削除を平成 24 年 3 月 21 日というのを削除をお願い致します。3 月 22 日だけに訂正をお願いします。

○議長（森敏則君）

以上、訂正よろしくをお願いします。それではこれから委員長報告に対する質疑を一括して行ないます。質疑がある方は議案番号を告げてからをお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑ありませんか。質疑が無いようですので委員長報告に対する質疑をこれで終わります。

これから、一括して討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認めこれで討論終わります。

それではこれから議案第 34 号を採決します。この採決は起立により行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森敏則君）

確認しました。賛成多数です。従って議案第 34 号平成 24 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算は委員長報告の通り可決されました。

次にこれから議案第 35 号を採決します。この採決は起立により行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森敏則君）

確認しました。賛成多数です。従って議案第 35 号平成 24 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算は委員長報告の通り可決されました。

次にこれから議案第 36 号を採決します。この採決は起立により行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森敏則君）

確認しました。賛成多数です。従って議案第 36 号平成 24 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算は委員長報告の通り可決されました。

次にこれから議案第 37 号を採決します。この採決は起立により行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森敏則君）

確認しました。賛成多数です。

従って議案第 37 号平成 24 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算は委員長報告の通り可決されました。

日程第 19 議案第 38 号 東彼杵町音琴緑地広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第 20 議案第 39 号 東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

次に日程第 19 議案第 38 号東彼杵町音琴緑地広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。日程第 20 議案第 39 号東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例。以上 2 案を一括議題とします。議案を局長に朗読させます。

（局長朗読）

○議長（森敏則君）

それでは本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 38 号でございます。東彼杵町音琴緑地広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由につきましては大音琴郷の緑地広場でございますが、条例中、「東彼杵町大音琴郷」となっておりますのでその次に番地を 190 番地 6 に改めるものでございます。

次に議案第 39 号東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由は事務分掌の見直しを行うための本案を提出致します。詳細につきましては総務課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定をお願い致します。

○議長（森敏則君）

総務課長。

○総務課長（森隆志君）

東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表をお願い致します。

新旧対照表の通り国民健康保険に関する事項、それと国民年金に関する事項、それと後期高齢者医療に関する事項、この3つを現在の町民福祉課から町民生活課の方へ事務分掌を移管するものでございます。

これにつきましては、国民健康保険、後期高齢者医療に関するものでございますが医療、あるいは健康診査等に関する会計でございます。

健康推進係を受け持っております町民生活課のほうに事務分掌を移したほうが、今後の事務のワークシェアにも適当であると判断を致しましたので、4月1日から事務分掌を移管するものでございます。そうすることによりまして国民健康保険の特別会計と後期高齢者の特別会計、これにつきましては町民生活課が担当することになります。以上よろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

それではこれから一括して質疑を行ないます。

質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いします。

3番議員浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

議案第39号の課設置条例の一部を改正する条例なんですけれども、簡単にですけど現在そのままの位置でされるのか、また課設置の条例を改正することによって今の受付の事務あたりの位置あたりをどうされるのかご確認お願い致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

国民健康保険係というのが今現在まさに町民生活課の中にあるように見えますので位置そのものは全く変わりません。現状のままでいきます。

○議長（森敏則君）

他に。

9番議員岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

この課設置条例、前町民生活課で次長を置きながら2つに分散して町民生活課と福祉課と。何故その時に今の町長ではないんですが、何故こういうやったりとったりやったりとったり、課設置条例するんでしょうね。あまりにも管理者として杜撰な状況ではないかなと思うんですがこの点いかがですか。どういう理由があったんですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

国民健康保険と健康推進係、もちろん介護保険もあるわけですけどもそういう年金も含めまして健康推進係や後期高齢者これは健康推進係と現在の位置も横にありますので当然原型というのは保っていきなかりません。実際今横に座っておりますけども私が就任しましてからそういう横の連携が全く出来ていませんでした。それこそ今定期的に係りを集めて互いに議論

しておりますけども、そういう面で特定健康診査この辺を向上させるためには国保の係が一生懸命やっております。

それを指導する職員は健康推進係ですので当然1ヶ所におりながらあんまり打ち合わせもやってないと。ですから今のままでやって無い訳ですから特に今回はその顔を変えまして改めてそういう町民の健康増進をはかろうと今回課の編成を致しております。

○議長（森敏則君）

9番議員岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

それはよくわかりますが何故その時点で町長がおられなくても総務課長は前の町長の時もおられた。課設置条例を作るのに、そんな軽々にやっぱり入れ替えたりするのは非常に私はおかしいと思うんですよ。それなりに先を見通して課を作るなら作る、事務分掌を分けるなら分ける、その方法を基本的に把握をして、するべきじゃなかったと思うんですが以前の状況について総務課長にお尋ねします。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

私はその時まで2年しか経っておりませんでしたが当時は現在の町民生活課が町民生活課と町民福祉課が1つの町民課として大所帯でありました。その中に、大所帯であるからということで次長を持ってしておったわけですけども、町民課はすべてを網羅しているような話になっておりまして、それを前町長の、多分政策的といいますか人事権といいますか、手腕といいますか、そういう感じでしたわけでございましてその後不具合が生じたもので、不具合と言いますか、何年かした後でとてもじゃないがやっていけないという職員からのあれもありまして、前町長の任期中に福祉課と生活課と分けた状況になっております。

ただその時今回改正したものについてちゃんと考慮していったものかどうかについては現在私の方ではわかりませんが今私が考えますに今現在の改正した条例の分掌がベストじゃないかと思っております。宜しくお願いします。

○議長（森敏則君）

9番議員岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

よくわかりました、しかし町長が最高決断をするにしても事務を取り扱うのは職員でありますので、今後事務方も町長に対して、今の町長多分オープンだと思うんで、意見をもっとどんどん申し上げて事務方が仕事ができる体制作りを私は今後して欲しいと思います。以上です。いかがですか町長。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私はあんまり固定概念持っておりませんので、どんどん意見が出れば働きやすいというのが1番基本ですので。あと、そういう不具合があればすぐに修正をしながら、変えながらでいい

と思います。特に固定概念持たなくて、悪ければ元に戻していいような考えでいいと思います。

今聞いていますとやっぱり本来は一本化が1番いいんです。例えば町民課だけであまりにも多すぎたと。あまりにも管理が出来ないということで、2つに分けて万止むを得ん、前任者の町長も分けたと思います。

非常に前任者の時には介護保険とか後期高齢者とか盛んに煮医療分野があがっていきましたので、それを綺麗に分割するとなりますと非常に職員の管理も無理が来ますので、そういう無理があって今あの原案になったかと思っております。しかし、私も今就任10ヶ月ですけども、非常にその辺の健康推進係の立場というのが、保健師あたりも県内でもかなり多い方なんですけれども、なかなか健康推進というか特定健康診断あたりの成果もあまりあがってないと思います。ですから今からもあまり固定概念に左右されること無く、改善をしながらまた職員の意見を聞きながら改善を進めて参りたいと思いますので宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

他に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。お諮りします。只今議題となっております議案第38号、議案第39号は会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第38号、議案第39号は委員会付託を省略することに決定致しました。

これから一括して討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って東彼杵町音琴緑地広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案の通り可決されました。

次にこれから議案第39号を採決します。お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第39号東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例は原案の通り可決されました。

- 日程第 21 議案第 40 号 東彼杵町税条例の一部を改正する条例
日程第 22 議案第 41 号 東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 23 議案第 42 号 東彼杵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

次に日程第 21 議案第 40 号東彼杵町税条例の一部を改正する条例。日程第 22 議案第 41 号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。日程第 23 議案第 42 号東彼杵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。以上 3 案を一括議題とします。

議案を局長に朗読させます。

（局長朗読）

○議長（森敏則君）

次に、本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 40 号東彼杵町税条例の一部を改正する条例。さらに議案第 41 号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。それから東彼杵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございますが、いずれも提案理由につきましてはコンビニ収納の開始とともに納期限をその月の末日までとすることによって、納税者の利便性を図るための本案を提出するものでございます。それぞれ 40、41 号につきましては税務課長から。それから 42 号につきましては町民福祉課長の方から説明を致します。慎重審議の上適正なご決定をお願い致します。

○議長（森敏則君）

税務課長。

○税務課長（林田政佳君） 課長

議案第 40 号東彼杵町税条例の一部を改正する条例で新旧対照表をお願い致します。本則第 40 条におきましては第 1 期から次のページ第 4 期までの町民税の納期を定めているのでございまして、これまで 30 日また 31 日ということでの納期をしておりましたのでこれを末日に改正するというものでございます。

この件につきましては、町に納めていただく町税他賦課金の納期限日に差異があって町民へのサービス上統一したほうがよろしいということによって今回末日にするというものでございます。

続きまして、2 ページ目の 53 条に最初のもので退職手当というものをしておりましたものですから退職手当に改正をお願いするものでございます。

続きまして第 67 条固定資産税の納期につきましても同じ様に 1 期から 4 期の納期におきまして 1 期 30 日第 2 期を 7 月 31 日第 3 期を 12 月 25 日ということではしておりましたものを 4 月の末日まで。第 2 期を 7 月の末日まで。第 3 期を 12 月の末日までに改めるとするものです。

続きまして、83 条軽自動車税の納期、これにつきましても 5 月の 31 日と定めておりましたものを 5 月末日に定めようとするものでございます。

次の 3 ページ目に第 22 条の東日本大震災に係る雑損控除額等の特例を定めるものでございまして 6 行目に市町民税ということで定めておりました。これを町民税、市を抜きとるとい

うことをお願いするものでございます。

続きまして議案第 41 号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。新旧対照表をお願い致します。本則第 12 条国民健康保険税の納期の条文でございます。

1 期から 10 期まで定めておりまして、6 月を第 1 期として、それから第 4 期の 9 月、それから第 6 期の 11 月につきまして 30 日ということで規定しておりましたものを、末日までに改めるものです。また 2 期の 7 月、3 期の 8 月、5 期の 10 月、そして 8 期の翌年の 1 月と第 10 期の翌年の 3 月につきましても 31 日の定めを末日に改正しようとするものでございます。以上、説明終わります。

○議長（森敏則君）

町民福祉課長。

○町民福祉課長（西坂孝良君）

第 42 号東彼杵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例ということでございますが、まず新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。新旧対照表の第 12 条、納期ですけれども第 1 期から第 10 期までの末日でございますけれども 6 月が同月 30 日まで。2 期目が 31 日まで。3 期が 31 日まで。4 期が 30 日まで。5 期が 31 日まで。

訂正します。第 1 期が第 4 条ですけれども第 1 期が 31 日まで。第 2 期が 31 日まで。それから第 3 期が 30 日まで。第 4 期が 31 日まで。第 5 期が 30 日まで。第 6 期が 31 日まで。第 7 期が 31 日まで。第 8 期ですけれども 2 月が 28 日までとそれからうるう年に対しまして 29 日までとなっておりました。第 9 期が 3 月の 31 日までということを新しくすべて同月の末日までという風に訂正をするものでございます。

理由につきましては先程税務課長が申しあげましたように、コンビニ収納等を開始と共に納期限を末日に合わせた方がいいんじゃないかという事で合わせることに致しました。

○議長（森敏則君）

ここで暫時休憩致します。

暫時休憩（午前 11 時 46 分）

再 開（午前 11 時 53 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。只今の議案第 42 号の議案の訂正をお願いします。

町長。

○町長（渡邊悟君）

大変申し訳ございません。議案第 42 号中 2 行目本文ですけれども東彼杵町後期高齢者医療に関する条例（昭和 19 年条例第 12 号）となっておりますけれども昭和を平成に訂正お願いします。それから、条例第 12 号の 12 を 24 に訂正をお願い致します。大変申し訳ございません。

○議長（森敏則君）

上下訂正がありました。これから一括して質疑を行ないます。

9 番議員岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

まず全議案何故最終日に上程になったのか。その辺をお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長に代わり副町長。

○副町長（小山田正一君）

大変申し訳ございません。最終日になったんですけどこれは前々から検討はしておりました。条例でそれぞれ末日とか30日とか31日等なっておりますので、それを統一しようということで、1番の目的はそれぞれ納期が違いますので、納期をそろえて今までが町民税、固定資産税、オフトークとか納付書の発行を別々に送っていた関係があるんですよ。ですからそれを統一して、同じ納税者なら一緒にいれてやると。そしたら前が3回来たものですから。3回納付に行かなきゃということがあったものですからそういう納税者の利便性が第一ということでそのために整理を致しました。

これは指示はそれぞれしてたんですけど申し訳ございません、オフトークはやりました、末日で。会期前に。会期中に気づきまして申し訳ございませんでした。この際、これを全部整理して納税者の利便性を図ることが目的でございます。各オフトーク料とか本来なら一緒にあげるべき所を1番会期の末日ということで申し訳ございませんでした。よろしく願い致します。

あくまでも納税者の利便性を図るためでございますのでよろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

9番議員岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

それは十分わかりますが、そもそもコンビニ収納の問題も議会が始まる当初からこういうのはもう分かっていたことなんですよ。この辺がもう事務の停滞といいますか、非常に私は残念なのですがこれに町長今後の改善策、どう対処されますかね。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

大変申し訳ございません。私も10ヶ月になりますけれどもこれ以外にもですね相当まずい所が出てきております。かなり今処分までは至っておりませんが始末書を出させるような機会が沢山あります。ですから今後とも危機感を持って厳しくその辺の横の連絡とか特に課長におきましてはそういう怠慢は許されませんので心身ともに猛省をしながら行政推進に邁進したいと思います。大変申し訳ないと思っております。

○議長（森敏則君）

他に。

7番議員佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

前回の時をお願いをして、条例かれこれの不備な点洗い出して3月議会までに全部出してくださいという要望を私前回はしたと思っておりますけども、何を聞いていらっしやっただのかなという感想です。

それで今日特別私の意見としては、議決しなくても6月に納付書発送するんですから別に今日話さなくても委員会に付託しても問題ないだろうという風に解釈してます。それと、他の方の意見でどうなるかわかりませんが、単純なこと、見直しをすればこれはおかしいって前から思ってたんです、誰でも。12月は25日までに納めろとか。一方的な言い方です、これは。28日まで役場は開いてるんです。金融機関は30日まで開いてるんです。だったら、少なくとも

も30日までって誰でも気づくことなんです、これ担当してたら。だからこれどうしようかっていう話を前もしたし、もちろん私の意見は黙殺されましたけども。それとこれシステムの変更終わってるんですか。今からするんですか、このシステムの変更は。納付書のシステムの変更の打合せはまだ終わってないんですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

システムはまだやっておりませんので今からやります。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですのでこれで質疑を終わります。お諮りします。

只今議題となっております議案第40号議案第41号議案第42号は会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第40号議案第41号議案第42号は総務文教厚生常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午前12時58分）

再開（午前11時59分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。只今総務文教厚生常任委員長より閉会中の継続審査の申出書が提出されました。お諮りします。

この申出書を追加日程第1とし直ちに議題にする事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って委員会の閉会中の継続審査の件を議題とする事に決定しました。

追加日程第1 委員会の閉会中の継続審査の件

追加日程第1委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。目下委員会において審査中の事件において会議規則第74条の規定によってお手元に配りました申出書の通り閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りします。

総務文教厚生常任委員長からの申し出の通り閉会中の継続審査とする事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って委員長からの申し出の通り閉会中の継続審査とすることに決定

しました。

日程第 24 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

日程第 25 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第 26 特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

日程第 24 委員会の閉会中の特定事件、所管事務の調査の件を議題とします。各常任委員長から所管事務のうち会議規則第 74 条の規定によってお手元に配りました特定事件、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

各委員長からの申し出の通り閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って各委員長からの申し出の通り閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に日程第 25 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件及び日程第 26 特別委員会の閉会中の特定事件、所管事務の調査の件を一括議題とします。

議会運営委員長から平成 25 年 3 月末日までに開催される定例会及び臨時会の議会運営等について議会広報編集特別委員長から平成 25 年 3 月末日までに発行する議会だよりについて。議会改革特別委員長及び学校適正規模調査検討特別委員長から所管事務のうち会議規則第 74 条の規定によってお手元に配りました特定事件、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

各委員長からの申し出の通り閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件及び特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件は継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成 24 年第 1 回東彼杵町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会（午後 12 時 05 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

平成 24年 6月 12日

議 長 森 敏 則

署名議員 吉永 秀俊

署名議員 佐藤 ・ 善